

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第5条第3項の規定により、彩の国資源循環工場整備事業の実施方針を公表します。

平成13年10月15日

埼玉県知事 土屋 義彦

彩の国資源循環工場整備事業（PFI施設）実施方針

1 特定事業の選定に関する事項及び施設の立地、規模、配置等

(1) 事業の趣旨

本県を持続可能な循環型社会に導き、真に豊かな県民生活と活力に満ちた産業・経済活動を支えていくためには、ゼロ・エミッションの実現を目指した廃棄物の適正処理とリサイクルに向けた環境産業の育成が求められています。

そこで、埼玉県では、大里郡寄居町の環境整備センター敷地内に、環境分野で21世紀をリードする先端技術産業を借地方式及びPFI方式により誘導・集積し、民間の有する技術力、経営力と公共の有する計画性、信頼性を生かし、透明性の高い住民合意システムの下に、全国に先駆けた「彩の国資源循環工場」を整備します。

埼玉県が事業計画の募集、用地賃貸、建設から、将来の運営に至るまで、住民の方々と継続的な合意システムの下に進め、将来にわたる事業の安全性と信頼性を総合的に確保します。事業は、数次にわたって計画し、最終的には100ヘクタールを超える広大な緑地に囲まれた産業群を整備します。

事業の運営に当たっては、徹底した情報公開による開かれた運営システムを採用します。また、埼玉県農林総合研究センターの試験圃場整備事業と一体となった大規模な公園、緑地などにより、周辺の緑と調和した潤いある環境空間を整備します。

この事業は、PFI法に基づく事業（以下「PFI事業」という。）として行うものとし、この実施方針は、同法第5条の規定に基づき、彩の国資源循環工場整備事業に関して、埼玉県の基本的な考え方を定めるものです。

(2) 事業の名称

彩の国資源循環工場整備事業（PFI施設）

(3) 対象となる公共施設等の種類

施設の名称	彩の国資源循環工場（PFI施設）		
建設場所	大里郡寄居町大字三ヶ山368（埼玉県環境整備センター内）		
都市計画	都市計画施設	産業廃棄物処理施設	
（予定）	用途地域・地区等	用途地域	工業専用地域
		建ぺい率	50%
		容積率	200%
		防火地域等	指定なし

P F I 施設及び規模（参考資料：事業用地図）

施 設		整 備 内 容	
事業基盤施設	規 模	35.5ヘクタール	
	整備内容	公園・緑地施設（15.6ヘクタール）、サーマルリサイクル施設（5.0ヘクタール）、埼玉県が別に事業者を募集して建設する民間工場施設（8.8ヘクタール）及び別に定める施設（1.5ヘクタール）の施設用地並びに施設用地に付帯する緩衝緑地（4.6ヘクタール）の整地、給排水、構内道路等の基盤整備	
公園・緑地施設	規 模	15.6ヘクタール	
	整備内容	県民の利用に供する公園・緑地施設	
サーマルリサイクル施設	規 模	処理能力 日量300トン以上 敷地面積 5.0ヘクタール以下（別途付帯する緩衝緑地面積を除く。）	
	整備内容	廃棄物の焼却、溶融・固化及び発電設備	

(4) 事業の仕組み、費用の負担及び事業期間

P F I 事業者は資金を調達し、事業基盤施設、公園・緑地施設及びサーマルリサイクル施設を一括して、施設の設計、建設、運営及び維持管理を行います。事業期間は、事業基盤施設及び公園・緑地施設は25年間、サーマルリサイクル施設は20年間とします。

事業基盤施設及び公園・緑地施設について、P F I 事業者は施設の設計・建設を行い、建設した施設を埼玉県に譲渡し、埼玉県から運営・管理を受託します。P F I 事業者は、埼玉県からの委託料及び管理費負担金収入により、設計・建設費、運営・管理費等の経費を賄います。

サーマルリサイクル施設について、P F I 事業者は自ら廃棄物を確保し、受入手数料収入、電気販売収入等により設計・建設費、運営・管理費等の経費を賄い、事業収益はP F I 事業者に帰属します。事業期間中、埼玉県はP F I 事業者に対して事業用地に事業用定期借地権（20年間）を設定し、有償賃貸します。運営期間終了後、P F I 事業者は施設を解体、撤去して、埼玉県に事業用地を返還します。

その他、P F I 事業者は、費用・事業リスク等をすべて負担し、収益をP F I 事業者に帰属させる付帯事業を提案することができるものとします。

(5) 業務の範囲

【事業基盤施設及び公園・緑地施設】

- 施設の設計及び施工業務
- 完成後の施設の無償譲渡
- 施設の運営及び維持管理業務

【サーマルリサイクル施設】

- 施設の設計、施工及び運營業務
- 環境影響評価業務
- 事業期間終了後の施設の解体、撤去業務

(6) 事業スケジュール

	事業基盤施設及び 公園・緑地施設	サーマルリサイクル施設
優先交渉権者の選定	平成14年3月	
仮契約の締結	平成14年11月	
本契約の締結	平成14年12月	
建設期間	平成15年10月～17年3月	平成16年5月～18年9月
運営期間	平成16年10月～40年9月	平成18年10月～35年10月
用地の返還	-	平成36年4月

(7) 施設の管理者

埼玉県知事 土屋義彦

(8) 特定事業の選定に関する事項

選定方法

埼玉県は、実施方針の公表後、本事業の実施可能性等を勘案し、これを実施することが適当であると判断したときは、特定事業として選定します。

選定基準及び手順

次の手順により客観的評価を行い、評価結果を公表します。

- ・コスト算出による定量的評価
- ・PFI事業として実施することの定性的評価
- ・総合的評価

2 事業者の募集及び選定に関する事項

(1) 募集及び選定スケジュール（予定）

特定事業の選定・公表	平成13年11月上旬	回答書の配布(第1回)	13年12月中旬
募集要綱の配布	13年11月上旬	質問書の受付(第2回)	14年1月上旬
参加申込書の提出	13年11月中旬	回答書の配布(第2回)	14年1月下旬
応募者資格の確認通知	13年11月下旬	提案書の提出	14年2月上旬
説明会	13年12月上旬	審査結果通知	14年3月下旬
質問書の受付(第1回)	13年12月上旬		

(2) 応募者の資格

提案に参加する事業者（以下「応募者」という。）は、企業連合により提案するものとします。企業連合には、次の各要件に該当する企業がそれぞれ一以上参加するものとします。ただし、一企業で二以上の要件に該当する場合は、当該一企業で参加資格を兼ねることができるものとします。

5ヘクタール以上の公園・緑地及び10ヘクタール以上の土地造成計画の実績を有する設計事務所又はコンサルティング企業

建設業法に基づく特定建設業の許可を受けた者であり、かつ、同法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項についての審査を受け、土木工事業に係る総合評点が

1000点以上の企業

過去5年間に於いて1炉の日量処理能力100トン以上の産業廃棄物の焼却施設の建設又は運営実績（自社内処理施設を除く。）を有する企業

(3) 応募に係る提出資料

参加申込資料

参加申込書、構成員表、応募者の資格を記載した書類など

応募提案資料

施設計画、建設計画、運営管理計画、経営計画など

(4) 審査及び選定に関する事項

審査委員会の設置

埼玉県は、有識者、住民代表、寄居町、埼玉県で構成する「彩の国資源循環工場事業化検討委員会」を設置し、募集要綱に基づき応募者の提案を審査します。

審査に関する事項

審査に当たっては、「募集要綱に記載する事業条件の達成度」「運営の安定性・確実性」「埼玉県が支払う委託料の額」及び次に掲げる評価項目について総合的に評価・審査するものとします。

ア 循環型社会の形成

県内で発生する産業廃棄物を適正に処理、再利用、再生利用し、持続可能な循環型社会の形成に資するための効果的な事業であること

イ 最先端技術の導入

最先端技術を導入するなど、今後の産業廃棄物問題の解決に先導的な役割を果たすことが期待できる事業であること

ウ 周辺環境への配慮

周辺環境への負荷を最小限に抑えるとともに、操業の安全確保に努力・工夫がなされている事業であること

エ 地元産業の活性化

地元自治体の将来の産業活性化に結びつくとともに、税収・雇用の拡大に寄与する事業であること

審査方法

審査委員会による応募者の提案の審査を経て、埼玉県が優先交渉権者及び次点交渉権者を決定します。

審査結果及び評価の公表

埼玉県は、審査結果をすべての応募者あてに通知するとともに、審査結果を講評として取りまとめ公表します。

3 事業者の責任の明確化に関する事項

本事業について、埼玉県の責任範囲は概ね次のとおりとします。それ以外はすべて PFI 事業者が負担するものとし、詳細は契約により定めるものとします。

制度・法令変更

関係法令、許認可、税制等の重大な「制度・法令変更」により事業の継続が困難となった場合、事業基盤施設及び公園・緑地施設については、埼玉県は以後の委託料を施設

の建設及びそれまでの運営に要した費用の額に減額して支払うこととします。サーマルリサイクル施設については、P F I事業者は施設を解体、撤去して埼玉県に用地を返還するものとし、埼玉県は原則として損害賠償その他の請求をしないものとします。

物 価 変 動

急激なインフレーションなどの「物価変動」により著しく費用が増大することとなった場合、事業基盤施設及び公園・緑地施設については、埼玉県とP F I事業者は委託料の変更について協議するものとします。ただし、サーマルリサイクル施設については、協議の対象外とします。

不 可 抗 力

震災、大災害等の「不可抗力」により事業の継続が困難となった場合、事業基盤施設及び公園・緑地施設については、埼玉県は以後の委託料を施設の建設及びそれまでの運営に要した費用の額に減額して支払うこととします。サーマルリサイクル施設については、P F I事業者は施設を解体、撤去して埼玉県に用地を返還するものとし、埼玉県は原則として損害賠償その他の請求をしないものとします。

経 営 環 境 の 変 化

サーマルリサイクル施設について、市場動向の変化、受入手数料の著しい下落、受入廃棄物の激減などの予測しがたい「経営環境の変化」により事業の継続が困難となった場合、P F I事業者は施設を解体、撤去して埼玉県に用地を返還するものとし、埼玉県は原則として損害賠償その他の請求をしないものとします。

住 民 合 意

事業推進上必要な「住民合意」が遅れ、計画の遅延、経費の増大等があった場合、事業基盤施設及び公園・緑地施設については、埼玉県とP F I事業者は委託料の変更について協議するものとします。ただし、サーマルリサイクル施設については、協議の対象外とします。

契 約 破 棄

埼玉県の債務不履行により「契約破棄」となった場合、埼玉県はP F I事業者に発生する損害を賠償するものとします。

事 業 の 中 止 又 は 延 期

P F I事業者の責めに帰することなく埼玉県の指示、議会の不承認等により「事業の中止又は延期」となった場合、埼玉県はP F I事業者に発生する損害を賠償し、埼玉県とP F I事業者は事後の措置について協議するものとします。

設 計

P F I事業者の責めに帰することなく埼玉県の指示の不備により「設計」に不都合が生じることとなった場合、埼玉県はP F I事業者に発生する損害を賠償し、埼玉県とP F I事業者は事後の措置について協議するものとします。

計 画 及 び 運 営 の 変 更

埼玉県の一方的指示により「計画及び運営の変更」を行った場合、埼玉県とP F I事業者は委託料の変更、増額する経費の取扱いについて協議するものとします。

計 画 変 更 ・ 遅 延

環境影響評価、開発許可、都市計画決定等の行政手続きの避けられない遅れにより

「計画変更・遅延」が生じることとなった場合、事業基盤施設及び公園・緑地施設については、埼玉県とPFI事業者は委託料の変更について協議するものとします。ただし、サーマルリサイクル施設については、協議の対象外とします。

工事の遅延・工事費の増大

埼玉県の責に帰すべき事由により「工事の遅延・工事費の増大」が生じた場合、埼玉県とPFI事業者は委託料の変更、増額する経費の取扱いについて協議するものとします。

4 契約の解釈に関して疑義が生じた場合の措置に関する事項

基本協定、PFI施設の事業契約及び借地契約に疑義が生じた場合、埼玉県とPFI事業者は誠意をもって協議するものとします。

契約に関する紛争については、さいたま地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とするものとします。

5 事業の継続が困難になった場合の措置に関する事項

PFI事業者は、PFI施設事業につき、自己の債務不履行に際して、契約で定める一切の債権債務を引き継ぎ、事業を継続する保証人を指定するものとし、埼玉県は、PFI事業者との契約時に当該保証人と保証契約を締結します。

6 金融上及び税制上の支援等に関する事項

【事業基盤施設及び公園・緑地施設】

本事業に要する資金の調達に当たっては、募集要綱に定める事業条件等を変更しない限りにおいて、公的金融機関の低利融資の活用などにより、調達経費が最も低額となる方法を提案するものとします。

【サーマルリサイクル施設】

埼玉県は、サーマルリサイクル施設について、財政、金融、税制等の特段の支援・優遇措置を行わないものとします。

サーマルリサイクル事業の受入廃棄物の確保、収入の確保等については、すべてPFI事業者の責任で行うものとし、埼玉県は廃棄物の受入保証、支払保証等の一切の保証を行わないものとします。

7 意見の受付等

この実施方針に対する意見は、別紙（意見書）により郵送又はファクシミリで受け付けます。受付期間は、平成13年10月16日から平成13年10月25日までとします。

埼玉県環境防災部廃棄物指導課（広域処理対策担当）

住 所 〒336-8501 さいたま市高砂3丁目15番1号

電 話 048-830-3121（直通）

F A X 048-830-4778

参考資料（事業用地図） 省略

実施方針に対する意見書

平成 年 月 日

埼玉県知事 土屋 義彦 様

企業名

職名・氏名

平成13年10月15日付け「彩の国資源循環工場整備事業実施方針」7の規定に基づき、意見書を提出します。

記

意見項目	
意見内容	